

令和8年4月23日

第5回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第5回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和8年4月 23 日(木) 午後3時
場 所 倉吉市役所 大会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議事

(1) 議案第15号 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について…1

(2) 議案第16号 施設整備に関する工事計画の策定について……………4

(3) 議案第17号 令和8年度教育費補正予算について……………5
(予算事業シート別紙)

5 協議

(1) 令和7年度倉吉市教育委員会の重点施策の実績及び評価(案)に
ついて……………別冊

6 教育長報告

7 報告事項

・各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第 15 号

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

次のとおり倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規程に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

【理由】

学校給食の食材費用の高騰に対応するため、学校給食費の額を増額するよう倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正するものです。なお、令和8年度の児童（小学校）分については鳥取県給食費負担軽減交付金を活用して、生徒（中学校）分については市独自の財政措置により、その一部を賄うこととしています。

【要旨】

- 1 児童（小学校）と生徒（中学校）についての学校給食費の額を、1食当たり383円と422円とすることとした。（第2条関係）
- 2 学校給食を受ける教職員等から徴収する学校給食費に相当する経費の額を、1食当たり383円又は422円とすることとした。（第7条関係）
- 3 学校給食の試食に係る経費の徴収額を、1食当たり383円又は422円とすることとした。（第8条関係）
- 4 この規則は、令和8年5月1日から施行し、2・3の改正について令和8年4月1日から適用することとした。（附則関係）

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギー、特別の財政措置その他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 児童 1食当たり<u>383円</u></p> <p>(2) 生徒 1食当たり<u>422円</u></p> <p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>383円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>422円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、徴収をせず、又はこれを減額することができる。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>383円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>422円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギー、特別の財政措置その他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 児童 1食当たり<u>283円</u></p> <p>(2) 生徒 1食当たり<u>322円</u></p> <p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>353円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>392円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、徴収をせず、又はこれを減額することができる。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>353円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>392円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行し、第7条及び第8条の改正は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 16 号

施設整備に関する工事計画の策定について

次のとおり、施設整備に関する工事計画を策定することについて、教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則第 2 条第 3 号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 23 日 提出

倉吉市教育委員会教育長 中 田 寛

1 工事計画

(単位：千円)

番号	工 事 名	予算額	工事予定期間
1	倉吉パークスクエア（西側）照明設備 LED 化改修工事	85,921	令和 8 年 7 月から 令和 8 年 12 月まで

2 工事計画（債務負担行為）

(単位：千円)

番号	工 事 名	予算額	債務負担期間
1	倉吉交流プラザエレベーター更新業務	85,987	令和 8 年度から 令和 11 年度まで

議案第 17 号

令和 8 年度教育費補正予算について

次のとおり、令和 8 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 4 月 23 日 提出

倉吉市長 広田 一恭